

## 船橋市立学校への区域外就学の取扱いに関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定による区域外就学の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 区域外就学の許可基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 船橋市以外に住所を有する児童生徒の保護者は、その児童生徒を船橋市立小・中学校へ就学させようとするときは、区域外就学申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて、船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

(決定)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、第2条の許可基準に照らして審査し、必要に応じ関係教育機関又は関係校長の意見を聴いた上で区域外就学の可否を決定し、速やかにその旨を区域外就学決定通知書（第5号様式）により、保護者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により区域外就学の決定をするときは、あらかじめ住所の存する区市町村の教育委員会に区域外就学協議書（第6号様式）により、区域外就学に関する協議をするものとする。

(校長への通知)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定により区域外就学を可とする決定をしたときは、その旨を区域外就学通知書（第7号様式）により、児童生徒が就学することとなる校長に通知するものとする。

(許可の取消)

第6条 教育委員会は、区域外就学の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取消することができる。

- (1) 申請内容が事実と相違していると認められるとき。
- (2) 申請理由が変更又は消滅したと認められるとき。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成10年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前になされた区域外就学の許可は、この基準の相当規定によりなされた区域外就学の許可とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成11年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前になされた区域外就学の許可は、この基準の従前規定によりなされた区域外就学の許可とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成15年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前になされた区域外就学の許可は、この基準の従前規定によりなされた区域外就学の許可とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前になされた区域外就学の許可は、この基準の従前規定によりなされた区域外就学の許可とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前になされた区域外就学の許可は、この基準の従前規定によりなされた区域外就学の許可とみなす。

## 別表

## 区域外就学の取扱いに関する基準

申請理由	対象学年	許可期間	添付書類など
(1) 転出	小	1～5	学期末まで
		6	卒業まで
	中	1～2	学期末まで
		3	卒業まで
			住民票（世帯全員のもの）  ただし、小5・中2の後期以降を卒業学年とみなす
(2) 住宅の新築、建替え等による転入予定及び一時的な転出	小・中 全学年	転入予定日まで	請負契約書の写し又は売買契約書の写し 住民票（世帯全員のもの）
(3) 教育的配慮 ・兄弟姉妹関係 ・身体的な理由	小・中 全学年	兄・姉が卒業するまで	住民票（世帯全員のもの） 居住地教育委員会の副申書
		必要と認められる期間	診断書 住民票（世帯全員のもの） 居住地教育委員会の副申書
		必要と認められる期間	住民票（世帯全員のもの） その他必要な書類（居住地教育委員会の副申書、校長の具申書等）
(4) 公共事業等により立退きするとき	小・中 全学年	卒業まで	公共事業等により立退きを受けた証明書 住民票（世帯全員のもの）
(5) 相当の理由があると教育委員会が認めるとき	小・中 全学年	必要と認められる期間	住民票（世帯全員のもの） その他必要な書類

## 備考

- 1 区域外就学については、全ての申請理由において、許可期間を原則1年間とする。
- 2 (3) 申請理由（兄弟姉妹関係・身体的理由）によるものについて、区域外就学を希望する学校に保有普通教室数に余裕がある場合に限り、認める。
- 3 保護者は、通学の安全面等について、事前に校長と協議しなければならない。
- 4 小学校における区域外就学の許可は、中学校に継続しない。